

第21号議案

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例の件
神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例
神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（広告物等の点検義務）

第15条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者は、当該広告物又は掲出物件について、第5条第1項の許可の申請をする場合又は同条第3項の許可の更新の申請をする場合には、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分その他当該広告物又は掲出物件を構成する部分及びこれらの取付対象部とその周辺部分の劣化及び損傷の状況の点検を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定により点検を行う広告物又は掲出物件が規則で定めるものに該当するときは、規則で定める資格又は知識を有する者が前項の点検を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

理 由

広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者に対して、当該広告物又は掲出物件の点検義務を課するに当たり、条例を改正する必要があるため。

